

戸別受信機(防災行政無線)を 更新(無償貸与)します

町では、令和2年度から令和3年度にかけて、防災行政無線のデジタル化を行っています。防災行政無線のデジタル化により、現在お使いのアナログ戸別受信機は令和4年3月から使用できなくなりますので、これまで利用されていた方や新たに設置を希望される方は、総務政策課(2階)で申込手続きを行ってください。



戸別受信機

貸出しの 対象者

町の住民基本台帳に登録されている方

申込み方法

自治区に加入されている方は、広報3月号に挟込みの申込案内をご確認の上、戸別受信機設置申請書を3月31日(水)までに区長様等へご提出いただきますようお願いいたします(自治区によって提出先が異なる場合があります)。

新たに設置を希望される方など(自治区に加入されていない方も含む)は、戸別受信機設置申請書を総務政策課まで郵送またはご持参ください。

※申込みには、印鑑(認印可)が必要です。

申込み期間

3月1日(月)～4月30日(金) ※令和3年6月1日以降に貸出し予定

自治区に加入済の方
3月1日(月)～3月31日(水)

自治区に未加入の方
3月1日(月)～4月30日(金)

ご負担いただく 費用

- ・1世帯1台までは、**無償で貸与**します。
- ・電池の液もれなど、利用者の責めにより故障した場合の修理費用
- ・2台目以降を設置する場合は、実費負担となります。※負担額は現在調整中

放送内容

- ・避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))
- ・全国瞬時警報システム(「Jアラート」)による緊急情報(緊急地震速報など)
- ・町政や防災に関する情報(注意喚起、お知らせ、試験配信など)
- ・そのほか地区内放送など

貸出しの 開始時期

申請されて、貸出しが可能となりましたら文書にてお知らせします。(業者がお伺いし、受信状況を確認の上、設置します。)

※その際に「戸別受信機借用書」をご記入していただきますので印鑑(認印可)をご用意ください。

※現在使用中のアナログ戸別受信機は、最寄りの集積場(カン・金属類)にお出しく下さい。

※戸別受信機に付属するアンテナで、受信感度が十分得られない時には、外壁などに専用のアンテナをお願いする場合があります。(無償)